

訴 状

平成30年11月21日

神戸地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 辻 公 雄

(主任) 同 弁護士 植 田 勝 博

同 弁護士 冨 田 有 里

同 弁護士 田 坂 一 也

(後に参加) 同 弁護士 古 殿 宣 敬

当事者の表示 後記「当事者の表示」記載のとおり

動物愛護管理事業公金支出金返還等請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼付印紙代 1万3000円

当事者の表示

原 告 兵庫県民4名

〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目7-31 OMMビル5階
大手前ノーベル法律事務所

原告ら訴訟代理人 弁護士 辻 公 雄

〒530-0047 大阪府北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
植田勝博法律事務所 (送達場所)

電 話 06-6362-8177 F A X 06-6362-8178

(主任) 同 弁護士 植 田 勝 博

〒530-0047 大阪府北区西天満4-11-22 阪神神明ビル601
だいち法律事務所

同 弁護士 冨 田 有 里

〒556-0011 大阪府浪速区難波中1-10-4 南海野村ビル5階
きづがわ共同法律事務所

同 弁護士 田 坂 一 也

〒650-0022 神戸府中央区元町通5丁目6番4号
古殿法律事務所

同 弁護士 古 殿 宣 敬

〒650-8567 兵庫県神戸府中央区下山手通5丁目10番1号

被 告 兵庫県知事 井 戸 敏 三

請求の趣旨

- 1 被告井戸敏三は、相手方三谷雅夫に対し、金6049円の金員を請求せよ
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告らは、兵庫県の住民である。
- 2 被告井戸敏三は、兵庫県の知事であり、兵庫県の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有する者である。

第2 相手方

原告らが被告に対し損害賠償請求を求める相手方は次の者である。

相手方三谷雅夫は、兵庫県動物愛護センター本所の所長であり、兵庫県動物愛護センター本所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター本所の犬猫の殺処分の決裁権者の受任者である。

第3 不当、違法な殺処分の費用の支出

- 1 相手方三谷雅夫は、兵庫県（動物愛護センター）が引取を（動愛法34条）した行っている下記動物（以下「本件犬」という）を違法に殺処分をした。殺処分に要した費用は、違法な公金の支出に該当するので、兵庫県に返還する責任がある。

〔動物の特定〕

- | | |
|--------|---------|
| ① 犬種 | ビーグル系雑種 |
| ② 推定年齢 | 成犬 |
| ③ 性別 | 雄 |

④ 毛色	白・黒・茶
⑤ 体格	中
⑥ 特徴	なし
⑦ 勾留・捕獲場所	兵庫県動物愛護センター
⑧ 保護日	平成29年8月21日14時
⑨ 捕獲・収容場所	宝塚市安倉中
⑩ ネットでの公開目的と時期	
⑪ 殺処分をした日	平成29年9月8日
⑫ 処分方法	送致処分

2 対象となる財務会計上の行為

- (1) 本件犬の殺処分に使われた兵庫県の費用は1頭当たりの殺処分費用は6049円（甲5の2）であり、本件犬の違法、無法、犯罪による殺処分費用は6049円である。
- (2) 本件犬の殺処分費用の支出は違法な財務会計上の行為である。

第4 相手方の責任

- 1 相手方三谷雅夫は、兵庫県動物愛護センター本所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター本所の犬猫の殺処分の決裁権者であるところ、本所の職員が違法な犬猫殺処分をするについて費用を支出することを阻止すべき指揮監督義務を有していたが、これを怠って同センター職員に本件犬の殺処分を行わせ（殺処분을許可した）、これにより、兵庫県に対し第3の2記載の6049円相当の損害を負わせた。

従って、相手方三谷雅夫は、兵庫県に対し、上記損害を賠償する義務を負う。

第5 本件犬の殺処分の不当、違法

- 1 兵庫県動物愛護センターは、本件犬を直接捕獲をした。（警察経由ではなく、所有者、占有者、捨得者からの持ち込みでもない）
本件犬は、遺失物法の公示もなく、譲渡募集もされず、遺棄罪についての警察への通報もされず、殺処分をした。

2 本件犬について、センターの行為、審査と殺処分

- (1) センターは、平成29年8月21日14時に、宝塚市安倉中で、直接捕獲・収容した。
- (2) センターは、「収容動物情報」欄（以下「所有者探し」欄という）。において、「飼主のための情報提供」と赤字で記載して所有者探しをする。対象は「飼主」である。その欄には、「譲渡を希望される場合は、別の『動物の譲渡』欄をご覧ください。」と記され譲渡希望は受け付けない。「動物の譲渡」欄（「啓発譲渡」という）は一般的には、従来、ゼロ頭から数頭が掲載されるのみで殆ど譲渡募集はされていなかった。譲渡希望者は、本件犬とは一切情報もなく接触ができない。

本件犬は、平成29年8月21日に、上記「所有者探し」に掲載された。因みに、犬は5日間と1日の保管日、猫は2日間と1日の保管日である。子犬、子猫は写真を掲載しない。所有者が、短期間かつ遠距離で、システムが無知な中で、「所有者探し」のサイトで遺失動物を見つけることは至難と言われ、センターに取られたら帰ってこないと言われている。

因みに、子犬、子猫は、遺棄された可能性が高いが、動物遺棄罪の端緒であるが、センターは警察への犯罪届出は即日殺処分されている。証拠隠滅の行為である。

- (3) 「所有者探し」欄に掲載された犬猫は、希望があれば譲渡がされている。これは知る人ぞ知る「個別譲渡（裏譲渡）」である。

ネット公示が短期で、所有者が見つからないとする動物は基本的に短時間で殺害してしまう。これを殺させないために、所有者探し欄の動物について、譲渡希望をするとセンターは譲渡をする（裏譲渡）が、これは譲渡募集ではない。

当時、所有者探しに掲載されていた動物は、犬3頭、猫1頭であった。本件犬は3頭の内1頭である。

これについて、3頭の内、1頭（三木支所保管）は譲渡先が決まっていると言われた。平成29年8月24日に、訴外植田嘉巳（以下「植田」と言う）がセンター本所に訊いたところ、犬伏課長は「本件犬（ビーグル犬）は譲渡します。」、「もう1頭（後日、犬の名前「ワンダー」と付けられた）はこのまま譲渡希望の電話がなければ殺処分になる」と言われた。

「ワンダー」の譲渡適性は次の通りである。

まず「吠える」で「否」、大きさでも否《中型17kg》、性格審査1次2次「可」、3次「否」、血液検査フィラリア陽性で健康「否」である。

そこで植田は8月28日にセンター本所に出向き、「譲渡適性がないので殺処分になる」と言われた犬ワンダーと面会、犬伏課長とも面談をし、課長の審査を受けた。その折、その日の朝に行われた血液検査の結果、「フィラリア抗原検査結果陽性、ミクロフィラリア陰性」であったと告げられた。平成29年8月31日に植田は面会したワンダーの譲受を最終的に了解した。9月1日に犬伏課長、他1名の職員が植田自宅に犬を届けた。この時、当初の説明と異なるフィラリアが「弱」陽性であったことと、他の血液検査結果が記載された書面が交付された。

フィラリアとは、人の感染症ではない。フィラリアは、寄生虫で心臓を詰まらす病気である。一般的には治療によって完治、あるいは発症をしなければ通常の生活ができるとされる病気である。

「ワンダー」犬のセンターの記録

① 犬種	雑種
② 推定年齢	成犬
③ 性別	雄
④ 毛色	茶
⑤ 体格	中
⑥ 特徴	首輪チェーン
⑦ 勾留・捕獲場所	兵庫県動物愛護センター
⑧ 保護日	平成29年8月16日
⑨ 捕獲・収容場所	猪名川町
⑩ ネットでの公開目的と時期	
⑪ 譲渡日	平成29年9月1日
⑫ 処分方法	譲渡

(4) 本件犬の譲渡適性と殺害

本所で「本件犬は譲渡します」と言われていた本件犬は、植田において当然

譲渡されたと疑っていなかったところ、平成30年2月になって、本件添付書類のセンターの開示請求による書類により、本件犬が、平成29年9月8日に、加東市兵庫県犬猫殺処分場に送致されてガス処理（炭酸ガス、窒息死処分）され殺害されていることが明らかとなった。

植田より犬伏課長に経緯を訊いたところ、課長は「当初は譲渡するつもりだった。里親希望者はいたがキャンセルとなった。犬は適性審査最後の血液検査で『フィラリア抗原検査結果強陽性、ミクロフィラリア陰性』となり、それだけで（里親が見つかるまで募集する）啓発譲渡は『不可』となった。県の規定で里親探しはしない。その後、里親希望者からの電話もかからなかったため、殺処分した。」、「譲渡適性 性格審査3次まで全て合格していたので、残念でした。」と言った。譲渡募集をしないで殺害しながら「譲渡希望がなかった」との説明は、殺害を糊塗ないし免責を目的とする欺瞞である。

遺失物法による所有者の権利の侵害、フィラリアは譲渡不能な犬ではなく、健康で人と優れて生活できるのに殺害した。

3 センターの譲渡基準について－違法な殺処分行政

センターは、譲渡適正の判定基準として次の説明をしている。

- ① 「吠える」犬は、譲渡適正を欠く。
- ② ある程度の大きさを越える犬（20kg以下でも譲渡適正を欠く、とされる一概要15kg以上）は、譲渡適正を欠く。
- ③ 年齢は、8歳以上は譲渡適正を欠く。
- ④ 審査は3次までの審査をする。
- ⑤ 「誰にでも飼える犬でないかぎり里親募集はしない」との回答がされる。人と同様に、犬にも個性がある。完全な犬はなく、基本的には殆どが、慣れない環境で、見知らぬ所員からの刺激があつて、吠えたり、防御等の対応がされたりすると譲渡適性はないと判定される。少しの体調変化も否とする。これにより、センターは半数以上の犬猫を即日殺処分をする。

4 本件犬についての譲渡適正

- (1) 本件犬は、「譲渡候補動物判定表」において、人に対して、攻撃性なし、恐怖性なし、センター環境の恐怖性なしであり、健康状態・異常なしであった。

(2) 本件犬は、上記譲渡基準において、前項①～⑤の基準を全てクリアをした。「譲渡適性、性格審査3次まで全て合格していた。」「フィラリア抗原検査結果強陽性、マイクロフィラリア陰性」のために殺害した。

(3) 上記の通り、フィラリア感染は、ワンダーにおいては生活上、病気とは認められないものである。フィラリアは、人の感染証ではない。フィラリアは、寄生虫で心臓を詰まらす病気である。一般的には治療によって完治、あるいは発症をしなければ治療をしながら通常の生活ができる病気である。普通の譲渡適性を欠くものではない。

フィラリアについて、ワンダーは「フィラリア抗原検査結果陽性、マイクロフィラリア陰性」について、飯盛獣医師は、「画像検査により、寄生虫が心臓や肺に見つからなかったので特別な治療の必要はない。」「通常のフィラリアの予防で足りる」との所見であり、治療の必要はなかった。センターは適正な検査、治療がされていないことが明らかとなった。あったのは虚偽的説明であった。

本件犬は、フィラリアの症状は認められない。フィラリアが強陽性、マイクロフィラリア陽性であっても、寄生虫が血管に詰まらないよう配慮し、寄生虫を殺すなどをしながら発症しなければ普通の生活ができる病気である。

5 犬とは、感情があり、個性があり、人が大好きな動物である。ワンダーは譲渡適性は「否」である。否のワンダーは植田の愛犬として言葉を良く理解し、他の犬ともフレンドリーで、個性があり、家族の一員の犬として生活している。センターの「適性がないので殺処分をする」との判断と行為は動愛法44条みだりな殺傷罪の犯罪である。

本件犬とワンダーは、センターの基準5日間の「所有者探し」の公示のみで、譲渡募集は一切されなかった。遺失物法にも動愛法にも明らかに違反する。

「譲渡適性がない」と判定された。ワンダーは助かり家庭犬として幸せに生活し、本件犬は殺害された。

被告知事のいう「やむを得ない殺処分」との表現で、実態は、所有者の権利を侵害し、譲渡募集をせず、ヤミの中で普通に飼える犬猫を大量に殺す。これは県民を欺く不法である。

これが「兵庫県の殺処分行政」と言われる理由である。

人が家庭犬として充分飼える犬を、「譲渡適性なし」との判定をして殺害している。ここにおいて、動物の命を生かす姿勢はなく、所有者からの引取動物も、所有者不明引取動物も、動愛法の譲渡募集をせず、「譲渡適性がない」との嘘の判定でヤミの中で殺す「兵庫県殺処分行政」の実体がある。

本件犬は、健康に何らの問題を認めず、フィラリアの症状はなく、センターでは心臓などの画像がないので、心臓のダメージが不明である。獣医師の検査により、ワンダーのように仮に罹患をしても治療は不要、また、治療を受けて、完治するなど通常の生活ができる犬である。

本件犬をフィラリアを理由として譲渡適正を欠くとの殺処分は誤っている。

- (4) センターは、「本件犬は、その後、里親希望者からの電話もかからなかったため殺処分した。」と説明をした。「フィラリア陽性の犬に対して県の規定で里親探しは行わない。」と言った。

センターは、「譲渡希望があれば譲渡をしていた。」と言った。植田は、「センターは、本件犬の譲渡募集を行っていない。所有者探しを数日間しただけで、譲渡募集は一切せずに、『譲渡希望がなかった』ことを理由としての回答は納得がいかない。」誰も譲渡希望者がいなければ本件犬も譲受をしていた」と言った。センターの殺害は、譲渡募集をせずに殺害をした、動愛法35条に反する違反がある。

6 センターの違法な殺処分

(1) 井戸知事の責任

井戸知事は、2017年知事選において、「可能な限り里親探しをしている。攻撃性があるなどの場合は即日殺処分をする」との回答をした。知事は現職として兵庫県動物愛護センターの即日殺処分行政を指示し、本件犬殺処分も周知する状況にあった。

兵庫県の行為は、次の法令に違反し、犯罪行為である。

(2) 本件犬は所有者不明、所有権侵害の犯罪行為

本件犬は譲渡適性は完璧である点から飼い犬であったことは明らかである。

法律では、この場合、①まず動物の保護をする。②所有者不明動物で、所有者探し・返還（所有者の保護）をする。これについては所有権の権利の保護か

ら遺失物法による所有者のための公示が必要である。③遺棄された犬として犯罪行為が推認され、動物遺棄罪の端緒であり、警察への通報、捜査の要請が必要である。

センターは、②、③の両者をしなかった。即ち、センターは遺失物法は適用しないとして遺失物法の公示をせず殺処分をした（所有権の侵害、器物損壊罪）。

遺棄犯罪の端緒の本件犬をヤミで殺害した（犯罪証拠の毀損・滅失、隠滅）。

(3) 動愛法違反違反、刑罰法令違反

動愛法は、行政の引取動物について、所有者不明については動物愛護法35条4項により、①所有者探しをする、②広く里親募集をする（譲受希望を募る）、③その他の処理をする（その他「生かすための最大限の努力」による）。

センターは、本件犬について、①については5日間しか公示をせず、②の里親募集を一切しなかった。

(4) この殺害は(1)、(2)から正当行為（刑法35条）とは認められず、動物犯罪の同法44条1項「みだりな殺傷」にあたる（同法44条4項の愛護動物の犯罪は、所有の有無に拘わらない）。

所有者と離れた本件犬には遺失物法が適用され、5日間の所有者探しの公示しなされず、上記の通り殺害した行為は所有者の権利侵害であり、遺失物法違反、所有権侵害、器物損壊罪（刑法261条）の犯罪である。

遺棄された可能性があり、動物犯罪の端緒である。これについて、センターは警察への犯罪届出をする責任があるのに、これをせずに殺害をした。証拠隠滅の犯罪である。動物遺棄犯罪の証拠隠滅罪（動愛法44条3項動物遺棄罪、刑法104条違反）である。

7 センターの「譲渡適性」の不当、違法。殺処分の手続

譲渡適性については、本件犬は、公文書記録を確認したところ「譲渡適性性格審査3次まで全て合格」であったが、健康面（血液検査結果のみフィラリア陽性であるが、無症状）を理由に殺害したとされる。

職員は「希望者が出てこなかったので殺処分をした。」というが、希望者があれば譲渡していたもので譲渡適性があることは自ら認める。その犬について一切の譲渡募集をせず殺した。兵庫県は「譲渡適性」の判定は、殺すための手段

に使っている違法なものである。譲渡適性があることは充分知っていた。

兵庫県の殺処分行政を象徴する無法な殺害行為である。

譲渡適性性格審査結果は、その犬猫を、新しい飼い主が飼養していく上での参考資料として公にして、譲受のために役立てるべきものである。これを秘密にして殺処分の言い訳に使うことは全く誤っている。因みに、植田に譲渡された犬に関して、この審査結果が植田に伝えられることは決してなかった。公文書記録から知り得たのみである。

兵庫県センターの「譲渡適性」は、明らかに殺処分目的のための弃明のための文書にすぎず、上記の通り、動愛法の、みだりな殺傷（同法44条）の犯罪、動物の命の保護と人との共生（1条、2条、35条、付帯決議）の法規定に違反する。

8 本件犬の殺害－兵庫県の無法、犯罪行為

動物保護とは、人間として他の動物と共生をすべき基本的品格の問題である（動愛法1条）。本件犬の殺処分は、兵庫県は人間としての品格を欠き恥ずべき行為である。まともな「所有者探し」もしない。「声がかけれなければ殺す。」というが、どこで所有者から声がかけられるのか。どこで「譲渡希望」の声がかけられるのか。生かそうとする姿勢など皆無である

兵庫県知事、センターには、どこに人の動物に対する権利を認めるか（憲法、民法、所有権）、どこに動物の命、生きる権利（動愛法2条、44条）を守る意識があるのか。そのかけらもない。

9 よって、請求人は、住民監査請求が認められなかったので、住民訴訟を提起する。